

いきいき



農業生産法人紹介
(ストックのハウスで撮影)

四季折々の農産物を消費者へ届けた
いという思いで名付けた「株式会社四季
心あゝむ」は平成28年1月創立。初
代社長で現在会長を務める土屋喜久夫
さんは、「次男、喜彦の就農や新たな
従業員を雇用する際に、将来ともに安
心して働けるような経営体にするには、
社会保険へ加入がないと若者には受入
られない。」と法人設立の経緯を話
します。通常は日曜・祝祭日と隔週土
曜日の休業日を設けるなど労働環境も
整備しました。

その後、順調に規模拡大を続け、平
成31年1月からは、喜彦さんが社長に
就任。現在、役員3人と正社員4人、
パート1人が常時作業にあたっていま
す。「農繁期には多くの人の助けがあつ
て成り立っている。農業は毎月の売上
がない分、普通の会社とは異なる。そ
れでもスタッフがこの会社を通じて安
定した生活ができるようなシステムを
確立していきたい。それには売り上げ
の確保が第一。」と喜彦さん。

既存の販売ルートに加え、SNS
を活用するなど販売チャネルの多角
化や生産性の向上、新たな収入源の模
索など様々な面を検討しつつ奮闘して
います。

(令和2年の経営規模：水稲37ha、
さくらんぼ3ha、りんご2ha、大豆
6ha、花卉20a、西洋ナシ10a)

農地の違反転用には

原状回復命令、罰則の適用があります。

(農地法第51条)

(農地法第67条)



許可なく農地以外の目的で使用

農地を『転用』するときは、農地法の『許可』が必要です

●農地転用とは

農地を農地以外のものにすることを言います。工事期間中の仮設用地のように一時的に用途を農地以外のものにし、事業完了後に農地を復元する場合(一時転用)も含まれます。

一般的には、農地の区画形質に変更を加え、住宅や工場、道路、植林等の用地にする場合が該当します。

農地の区画形質に手を加えないで、そのまま資材置き場や公園の緑地、保安用敷地にするなど、農地の耕作の目的に供さない状態にする場合も農地転用に当たります。農地を転用する場合は、農地法の許可が必要です。(本市では県からの許可となります。)

自己所有の農地でも、転用の際は許可が必要になりますのでご注意ください。

許可なく転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することになり、工事の中止や、原状回復命令がされる場合があります。

罰則の適用もあります。

違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

また、農地転用する場合は農地法以外にも農業振興地域制度に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって、建築等が制限される場合があります。

他法令による許可等が得られない見通しがない場合は、農地転用の許可がされません。

農地転用をお考えの際は、市農業委員会事務局にご相談ください。



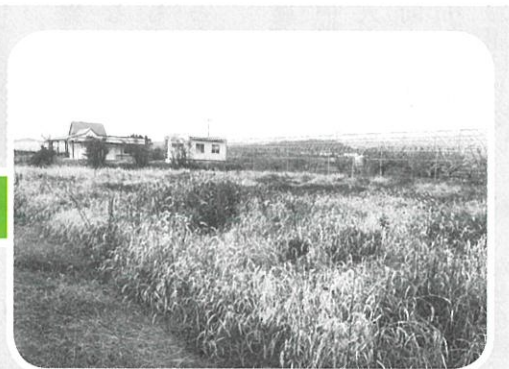
耕作放棄地解消に交付金

寒河江市では、耕作放棄地の再生利用のため、当該農地を耕作する者が行う、農地の障害物撤去、深耕、整地、これらと併せて行う土壌改良等に対し交付金を交付しております。これは、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図ることを目的としたものです。

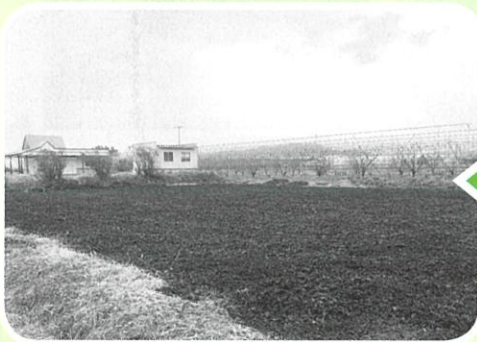
対象となる農地は、市内に所在し農業委員会が「耕作放棄地」と認めた農地で、耕作放棄地再生利用を目的とする他の補助金等の補助を受けていない農地となっております。

また、対象者は交付対象農地を、自作の場合は3年以上、賃借の場合は5年以上にわたって耕作する者となっております。

詳しくは、市農業委員会事務局にお問い合わせください。



再生前（八鍬地内）



再生後

農業者年金で老後の備えを考えてみませんか

- ◎60歳未満
- ◎国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ◎年間60日以上農業に従事

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。



お問い合わせ先

寒河江市農業委員会事務局 電話 0237-85-1803 又は 0237-85-1795 まで

いきいきレディー

インタビュー

お客様の笑顔が
励みになります。



高橋 麻美 さん
(血沼：37歳)

今回は、血沼の高橋麻美さんにお話を伺いました。

麻美さんは、ご主人の皆さんとその両親4人で農業をされており、また、常時1〜2人（野菜苗の作業期間の1月から5月は15人前後）の従業員がいます。

作付け品目は、野菜苗ハウス14棟をメインにクリスマスローズハウス2棟と合わせて約60a、ブドウ（シャインマスカット他）約40a 秋野菜（カリフラワー、大根、白菜キャベツ、カブ）約60a などです。農業は、結婚を機にご主人

から、「一緒に農業をやって欲しい。」と言われ始めたとのことで、就農7年目になるそうです。

農業をやっていて良かったことは、クリスマスローズや野菜苗の出来栄をお客様から高く評価され喜んでもらえるときで、そのことで自分も嬉しくなり、やりがいにも繋がっているとのことでした。一つ残念なことは、これまで最上川ふるさと総合公園を会場に7年間続けてきていたクリスマスローズ展を、新型コ



ロナ感染症の影響で中止しなければならなくなったことで、来年は、是非とも再開できることを願っているとのことでした。

最後に、若い農家や新規就農者等へ、「血沼地区で野菜作りをする若い人が増えてきています。仲間同士お互いに励ましあってより良いものを作り、消費者にお届けしていきますように。」とのメッセージをいただきました。

(氏家理香委員)

女性農業者のつどい

令和2年11月27日（金）に行われた女性農業者のつどいは、新型コロナウイルスのため、バスツアーをやめて、感染防止対策を行ったうえで、市文化センター中央公民館ホールで講演会という形をとりました。

それでも、19名の農業に携わる女性の方に参加していただきました。

一人目の講師は寒河江市の小野清子さんで、海上輸送用コンテナを作業場にした漬物作りの話をしていただきました。秘伝豆の漬物など沢山の試食をいただきながら、6次産業化について学びました。

二人目は、市農業委員会委員でもある菊地ひとみさんと、養蜂やハチミツについて話をしていただきました。蜂の餌やりや実際に刺された時の話など聞くことができました。

また、ハチミツの食比べも体験させていただきましたが、花の種類によって味や色が違って、びっくりするほどでした。

三人目は、朝日町のぱれっと企業組合代表の岡崎優子さんで、企業による6次産業化について話をしていただきました。法人を立ち上げるまでの経緯や苦労などを皆、食い入るように聞いていました。

試食の凍み餅は懐かしい味がして、とてもおいしかったです。参加者からは、「なかなか聞けない話を聞いて良かった。」

「6次産業化の話が興味深かった。」など感想をいただき、過去8回のバスツアーとは違う形でしたが、有意義な研修となりました。講師の方々、参加者の皆さんありがとうございました。（新宮しのぶ委員）



編集後記

最新のものに慣れていく訳ではない。だからといって過去の成功体験や慣れ親しんだ考えから抜け出せないのは困ったものだ。世の中のありようがひっくり返ってしまった混沌の中、私達を包むのは先の見えない不安だけ。上に立つ人も大変だろうけど、顔を上げて話してよ。嘘はいらないけど。

一転して昨年の分も大雪となり被害も多いし雪掻きも大変。それでも何かを信じて生きていかねば。この冬が終わるまで・・・

(相原 稔委員長)